

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年 6月 28日
かつらぎ町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		背ノ山・萩原・笠田中・広浦・佐野・柏木・丁ノ町・大畑・広口・東谷・平	無	令和2年度～令和6年度	かつらぎ町有機栽培実践グループ
		○		背ノ山・東浜田・星川	無	令和2年度～令和6年度	紀ノ川農協キウイフルーツ部会有機部会